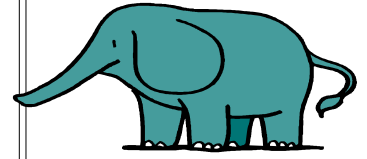




# 会津若松市 平成22年度



## 保育所入所のご案内

### ★保育所とは・・・

保護者が仕事や病気などの理由によって、乳幼児の保育ができない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

### ★入所できる基準（要件）は・・・

次の基準等により、家庭で乳幼児を保育することができないと認められる場合です。

- ①保護者が仕事をしていて家庭で保育できない場合。
  - ②母親の出産前後で家庭で保育できない場合。
  - ③保護者の病気や、同居の家族を常時介護していて家庭で保育できない場合。
- ※詳しくは、P2「入所できる基準」を参照ください。

### ★提出書類は・・・

入所申込みには次の書類が必要です。

- ①保育所入所申込書  
P7～8の記入例を確認の上、ご記入ください。（2人以上のお子さんの入所を希望される場合には、お子さんそれぞれに申込書が必要となります。）
  - ②父母の状況を証明する書類  
在職（就労）証明書など、P2「入所できる基準」を参照し、該当する書類を添付してください。（2人以上のお子さんの入所を希望される場合には、両親各1通ずつで結構です。）
  - ③平成21年分の源泉徴収票または、確定申告書の控え、もしくは市町村民税申告書の写し。
  - ④平成21年1月1日現在で他の市町村にお住まいだった方は、その市町村から次の書類をお取り寄せ下さい。  
・平成21年度市町村民税の課税証明書又は納税通知書
- ※これから生まれるお子さんの入所申込みも可能です。入所を希望する方は、母子健康手帳をお持ちください。

### ★保育料は・・・

- ①保育所に入所するお子さんと同一の世帯に属し生計をともにしている扶養義務者（両親や家計の主宰者）の平成21年分の所得税額の合算額で算定されます。
- ②所得税がかからない場合は、平成21年度の市町村民税額で算定されます。
- ③税の確定については6月となるため、平成21年分の税確定後、改めて本算定を行います。仮算定と本算定で差額が生じた場合は、差額分を還付または納入していただくこととなります。

### ★休園日は・・・

日曜日・祝祭日・年末年始はお休みです。

### ★給食は・・・

3歳未満のお子さんは完全給食です。  
3歳以上のお子さんは副食とおやつがでます。主食は家庭で用意してください。

### ★申込みは・・・

入所申込みは、児童家庭課、北会津支所、河東支所または各保育所で、随時受け付けています。また、求職中の方も申込みをすることができます。

### ★入所の決定は・・・

入所の決定は、希望する保育所、入所希望の具体的理由、保護者の状況などにより市で行います。なお、入所申込数が定員を超えている場合には、家庭で保育にあたれない程度により、市で選考を行います（P2「保育の実施基準」参照）。そのため、入所できない場合や、希望の保育所を変更していただく場合がありますので、予めご承知ください。

★入所できる基準

	基準	説明	添付する書類
1	家庭外労働	保護者が家庭外で仕事をしているため子どもの保育ができない場合。	在職証明書 (事業主からの証明)
2	家庭内労働	保護者が家庭内で仕事をしているため子どもの保育ができない場合。	在職証明書 (事業主からの証明)
3	出産	母親が出産前後で安静が必要な場合。	母子健康手帳 対象は、出産予定日の6週間前(多胎児の場合14週間前)の属する月から出産日翌日の8週間後の属する月まで
4	保護者の疾病等	保護者が、病気にかかっていたり、心身に障がいがあるために、子どもの保育ができない場合	医師の診断書 身障手帳等
5	病人の看護	病気にかかった家族や、心身に障がいのある家族を常時介護しているため、子どもの保育ができない場合。	医師の診断書 身障手帳等
6	災害の復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧で子どもの保育ができない場合。	消防署、民生委員による災害証明書

保育の実施基準

番号	保護者の状況			保育の実施期間	基準点数	番号	条件	調整基準				
1	家庭外労働	パート等	正職員(常用)	事務所等に常時雇用されている場合	最長就学前まで	10	1	父母の不存在 死亡、離婚、未婚によるひとり親家庭もしくは両親がいない家庭の場合 上記以外で児童扶養手当の受給資格がある場合 離婚調停中及びひとり親家庭に準ずると認められる場合	+15			
			月20日以上	8時間以上		9			+15			
			6時間以上	4時間以上		7			+10			
			月20日未満	パート等その他不安定な就労の場合		7	6	2	児童の兄弟姉妹がすでに在園している場合	+2		
				8時間以上			7			3	延長保育が必要である場合	+2
				6時間以上			6					4
		4時間以上		5	5		産後休暇及び育児休暇終了後に復職する場合					
		自営	本人	主たる従事者の場合	10	最長就学前まで	6	65歳未満の同居及び市内在住の親族が、就労していないもしくは介護等行っておらず保育可能である場合	-3			
			協力者	主たる従事者に協力して従事している場合	8				7	生活保護法による被保護世帯もしくはこれに準ずる低所得世帯の場合	+2	
			本人	主たる従事者の場合	10						8	前年度入所申込をしている場合
協力者	主たる従事者に協力して従事している場合		7	9	上記の他に、児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合							
内職	使用者あり	使用者を雇用している場合	6			7	日常生活法による被保護世帯もしくはこれに準ずる低所得世帯の場合	+2				
	農業	日々農作業に従事している場合	7	8	前年度入所申込をしている場合	+1						
3	求職活動	求職のため日中外出を常態とする場合	最長1か月	3	4	4	9	9				
									8時間以上	メーカー又は直接需要者から依頼され、自宅	5	
4	出産前後	出産前後の休養のため保育にあたるができない場合	出産予定日の6週間前(多胎児の場合14週間前)の属する月から出産日の翌日から8週間後の属する月まで	9	5	5	9	9				
									4時間以上	で物品の製造加工等に日々従事している場合	4	
5	保護者の疾病等	入院	おおむね1か月以上の入院	9	9	9	9	9				
			長期にわたり常時介護を必要とする場合						7	7	7	
			1か月以上の安静加療を必要とする場合									10
		障がい	重度 身体障害者手帳2級又は療育手帳を所持しているかこれと同等の障害	7	7	7	7	7	7			
			中度 身体障害者手帳3級又は療育手帳を所持しているかこれと同等の障害							5	5	5
軽度 身体障害者手帳7級を所持しているかこれと同等の障害	8	8	8	8	8	8	8					
6								親族の介護等	入院付き添い	おおむね1か月以上親族の入院に付き添う場合	7	7
	居宅内看護	同居の親族の長期にわたる居宅療養等の介護を常時行っている場合	6	6	6							
	心身障がい児(者)介護	心身障がい児(者)の介護、通園、通院、通学等に従事している場合				6	6		6			
7	災害復旧	火災、風水害等で家屋が失われ、復旧作業に従事している場合	復旧に要する期間	10	7			7		7	7	
						8	職業訓練等		世帯の自立更生のための職業訓練校又は学校に通学している場合			通学期間

☆申込み・問い合わせ先☆

会津若松市役所 児童家庭課  
(市役所栄町第二庁舎)

〒965-8601

会津若松市栄町5番17号

電話0242-39-1243

# これらの保育サービスも おこなっています

## ☆ 休日保育事業

日曜日や祝祭日において、保護者の就労・疾病及び冠婚葬祭などやむを得ない理由により、お子さんを家庭で保育できない場合、保育所で保育を行います。別途利用料が必要です。また、事前に保育所に登録が必要です。

なお、利用方法・料金等の詳細につきましては実施保育所へお問い合わせください。

【実施保育所】 会津報徳保育園

## ☆ 一時保育

小学校就学前の児童を対象に、保護者が私用や病気、事故、介護などで一時的に家庭で保育できない場合、保育所で保育を行います。育児疲れ解消のためでも、気軽に利用できます。利用時間は、概ね午前8時15分頃から午後5時30分頃までです。

なお、受け入れ可能年齢など各保育所で異なりますので、利用方法・料金等の詳細につきましては実施保育所（P4参照）へお問い合わせください。

## ☆ 特定保育

保護者がパート勤務や、定期的な介護のために、週2～3日または午前か午後のみなど、1か月あたり概ね64時間以上お子さんを保育することができず、かつ、同居の親族等も保育することができないと認められる場合に、必要な日時についてお子さんを保育所でお預かりする制度です。詳しくは児童家庭課にお問い合わせください。

【実施保育所】 どんぐり山保育園、すくすく園  
会津婦人会保育園、のぞみ保育園

## ☆ 地域子育て支援センター

保育所に通っていない児童・保護者も対象として、子育てに関する悩み解消のため、保育士等による電話相談や面接相談を行っています。

そのほか、園庭の開放、絵本や育児書の貸し出し、園での遊びなどを通して、親と子のふれあいを深め、同じ子育てを行う親同士が情報交換や交流する場として利用できるサービスです。

なお、詳細につきましては、実施保育所（P4参照）へお問い合わせください。

## ☆ 延長保育

通常の保育時間（概ね午後6時まで）を超えて、お子さまを入所している保育所でお預かりします。別途保育料が必要です。大田原保育所、広田保育所分園八田保育所以外のすべての保育所で午後7時まで保育時間を延長しています。なお、利用方法・料金等の詳細につきましては、各保育所へお問い合わせください。

## ☆ 乳児保育

産休育休明けに伴う年度途中の保育ニーズに対応するため、大田原保育所、広田保育所分園八田保育所以外のすべての保育所で生後3ヶ月からお預かりします。なお、入所申込みは、妊娠中から受け付けています。

（中央保育所のみ生後8週から入所可能）

## ☆ 障がい児保育

入所条件を満たしている障がいのある児童で、集団保育が可能であり、日々通所できる場合、お子さまをお預かりします。すべての保育所で受け入れ可能です。（療育手帳・身体障害者手帳をお持ちの方は、入所申込みの際に持参して下さい。）

詳しくは児童家庭課にお問い合わせください。



認可保育所一覧表

番号	保育所名	所在地	定員 (人)	電話番号	一時保育	地域子育て 支援センター	入所可能 年齢
①	若松第一保育園	日新町16-36	150	27-9271	○	○	3カ月～
②	若松第二保育園	中央二丁目6-28	120	24-9272	○	○	3カ月～
③	若松第三保育園	城前9-6	150	27-1479	○	○	3カ月～
④	のぞみ保育園	中町3-20	90	26-3555	○	○	3カ月～
⑤	つるが保育園	居合町8-48	150	24-6334	○	○	3カ月～
⑥	門田報徳保育園	門田町中野屋敷191-3	120	26-3144	○	○	3カ月～
⑦	会津報徳保育園	材木町一丁目3-15	90	27-2805		○	3カ月～
⑧	面川報徳保育園	門田町面川館堀74	45	28-0216	○	○	3カ月～
⑨	大戸報徳保育園	大戸町上三寄大豆田100	30	92-2407	○	○	3カ月～
⑩	会津婦人会保育園	山鹿町4-37	140	27-1647	○	○	3カ月～
⑪	南町保育園	南花畑2-7	90	27-1965	○	○	3カ月～
⑫	どんぐり山保育園	門田町黒岩大坪68-1	90	28-0772	○	○	3カ月～
⑬	博愛園	本町8-40	60	27-3636	○	○	3カ月～
⑭	すくすく園	東千石二丁目4-15	60	28-4131		○	3カ月～
⑮	中央保育所	花春町2-1	100	27-3370		○	8週～
⑯	荒館保育所	北会津町下荒井137-2	70	58-3126			3カ月～
⑰	川南保育所	北会津町小松900-1	45	56-3116			3カ月～
⑱	広田保育所	河東町広田字横堀15	120	75-2155			3カ月～
⑲	大田原保育所	河東町大田原字村中152	60	75-3031			2歳～
⑳	広田保育所分園 八田保育所	河東町八田字八田野310	29	75-2172			2歳～

※開所時間は、7：00～19：00となっています。ただし、18：00～19：00は延長保育となり、別途料金が必要です。

なお、大田原保育所および広田保育所分園八田保育所の開所時間は7：45～17：15(土曜日は午後零時30分まで)となります。(延長保育は実施していません。)

※休日保育は、会津報徳保育園で実施しています。

※荒館保育所と川南保育所ではマイクロバスでの送迎をおこなっております。

(北会津町にお住まいで3歳以上のお子さんのみ)